平成２７年（フ）第６３号
山形県東置賜郡高畠町大字石岡496番地
破産者　有限会社アイ・エヌ工業
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１３号
山形県長井市九野本2251－６番地
破産者　有限会社佐野精密
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１８６号
千葉県東金市求名389番地29
破産者　株式会社山森建設
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
千葉市中央区蘇我３丁目18番16号
破産者　山森　　元
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
千葉県旭市ニの3170番地の１
破産者　株式会社エコハウス
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７５号
茨城県つくば市春日３－３－７　ハイツ青雲103、開始決定時の住所千葉県旭市江ケ崎1175番地25
破産者　加瀬　　治
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７９７号
最後の住所神奈川県藤沢市大庭5342番地の27　エステート湘南Ｂ－201
破産者　亡宮川勉相続財産（開始決定時の表示宮川勉）
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５４号
最後の住所　名古屋市守山区大谷町７番24号ヴィラ大谷Ｂ棟105号、開始決定時の住所岐阜県可児市皐ヶ丘５丁目126番地
破産者　亡各務司相続財産
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
三重県名張市鴻之台２番町73番地　タウニースィートホーム202号
破産者　市田　裕紀
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２９２号
大阪市中央区本町４丁目７番４号
破産者　株式会社マックス・インターナショナル
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４４号
大阪市平野区平野西５丁目４番２号　ダイスタービル301号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区平野西４丁目９番25号
破産者　株式会社シーエンス
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３１号
大阪市東成区東小橋１丁目７番21号
破産者　株式会社川崎金属製作所
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５０号
大阪市西区立売堀１－２－12木津ビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区西中島４丁目９番22号新大阪弘栄ビル３Ｆ
破産者　株式会社クレバテック
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目３番２号（101号）
破産者　若林　康貴
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
和歌山県紀の川市粉河470番地の８
破産者　有限会社桃太郎
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４０号
和歌山県海南市日方1145、商業登記簿上の本店所在地和歌山市友田町四丁目118番地
破産者　有限会社ソルテ
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２３６号
北九州市戸畑区中原西２丁目13番13号
破産者　フジタメディカルイメージング株式会社
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３７８号
沖縄県島尻郡南風原町字新川95番地７
破産者　有限会社吉友プリンティング
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６５号
茨城県水戸市小吹町1928番地１
破産者　有限会社大伸住宅
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７８号
東京都東村山市廻田町３丁目21番地11
破産者　株式会社コマチ
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根653番地83
破産者　有限会社エムツーホーム
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部